

1 条例とは

地方公共団体は、自治立法権（憲法第94条）に基づき条例、規則を制定することができる。

条例とは、地方公共団体はその事務について、**国の法令（法律、政令など）に違反しない範囲**で地方公共団体の議会の議決を経て制定する法規である（地方自治法第14条第1項・第96条第1項第1号）。

地方公共団体は、行政上の義務を課したり、権利を制限しようとするときは、原則として条例を制定して、その内容を定めなければならない（地方自治法第14条第2項）。

また、条例は、「市の区域内」でのみ効力を有する。

2 条例を作成する場合

- (1) 内容を正確に表現すること。

法令は、言葉を媒介にして認識されるものであるから、法文の言葉の果たす役割は絶対的なものである。その内容が良くても、その表現があいまいであったり、内容を正確に言い表せていないときは、できあがった法令は、その目的を実現できないことにもなりかねない。

- (2) 内容をわかりやすく表現すること。

法令は、「である体」で表現し、その表現が平易かつ明瞭で、誰でも良くわかるように工夫する。